

告 示

埼玉県告示第五百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー志木下宗岡店

埼玉県志木市下宗岡二丁目千九百九十七番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）交通安全対策について

- ・ 近隣に宗岡小学校、宗岡第三小学校があり、来店者が多くなると思われる午後には児童の下校時刻と重なるため、駐車場出入口及び搬入車両専用出入口に交通整理員を配置する等安全確保の徹底を図っていただきたい。
- ・ 秋ヶ瀬橋方面から宮戸橋通りを走行してくる車に対して、右折では駐車場に入れないことから、駐車場進入ルート案内看板を設置し交通渋滞緩和に努めていただきたい。

（二）駐車場・駐輪場について

- ・ 閉店後の駐車場・駐輪場については、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう、警備員の巡回など必要な措置を講じていただきたい。

（三）店舗運営について

- ・ 午前九時から午後十時までの営業時間を設定しているので、騒音、照明等に十分配慮するとともに近隣住民から騒音などに関する苦情が発生した場合は、誠意をもって対応し、その解決にあたっていただきたい。
- ・ 健康増進法に基づき、敷地内の全面禁煙にご協力いただきたい。全面禁煙が難しい場合は、不特定多数の者がたばこの煙の曝露を受けるおそれがあることから、受動喫煙防止の推進に特段のご配慮をいただきたい。
- ・ 社員の採用にあたっては、常勤・パートにかかわらず、「ジョブスポーツしき」を通じて、地元からの採用に留意していただきたい。
- ・ 学校の課外学習にご協力いただきたい。
- ・ 志木市の商工業の振興を図る観点から、志木市商工会と連携・協力を図

っていただきたい。

(四) 防災対策への協力について

- ・ 災害の発生またはそのおそれがある場合には、地域住民の自動車退避場所として駐車場内の一部利用について協力をいただきたい。
- ・ 市と防災協定を締結し、大規模災害発生時には、店舗で取扱う範囲の物資提供についてご協力いただきたい。

(五) 廃棄物の減量化及び資源化への協力について

- ・ 事業系ごみについては、許可事業者による適正な処理はもとより、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化に努めていただきたい。
- ・ 市が実施している四R（リフューズ・・ごみになるものは断ります、リデュース・・ごみを減らします、リユース・・再使用します、リサイクル・・再資源化します）推進に基づき、マイバック持参、レジ袋辞退運動にご協力いただきたい。

二 縦覧期間

平成二十五年四月十二日から平成二十五年五月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター